

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 6 月 17 日（火） 午前10時00分～午前10時44分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 11 番 鈴木 勝彦、
13 番 倉田 利奈、
オブザーバー

副議長（9 番） 長谷川広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般 3 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、行政 G L、財務 G L、
市民部長、市民窓口 G L、税務 G L、
都市政策部長、防災防犯 G L、上下水道 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について
- (3) 議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (4) 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算(第3回)
- (6) 議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり議案6件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の野々山 啓委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説(総務部) 特にございません。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、さきに行われました総括質疑との重複を避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(11) 今回条例の一部改正ということでありまして、特別職で非常勤のものの選任方法、選挙の種類によっては、国政選挙あるいは県政選挙あるいは市長、市議会議員選挙によって選任方法や組織の体制はどのような違いがあるのか教えていただきたいと思います。

答(行政) 組織の体制ですとか選任方法の違いということでございます。それは選挙長ですとかそういうことでよろしいですかね。

主には、市が行う選挙とその他の選挙ということでは選挙の仕組みが異なっているということによるものでございます。

市が行う選挙というのは、市が自分で行って自分で完結させる、当選人を決めるというところまでいくものでございますので、誰が当選するかというのを決める選挙会、これを市が執り行うこととなります。ですので、その他の選挙にはない選挙長というのをまず置く必要がございます。その選挙長というのは、立候補の届出を受理をしたり、誰が当選人かを決める選挙会というのを開催したりするということになります。

これに対しまして、その他の選挙で置かれますのが、市で当選人を決定しない市の選挙以外の選挙、こちらは開票事務を執り行う、管理する職責を有する開票管理者を置くということになります。同様に、市が当選人を決定する選挙である場合、これは選挙立会人を置くのに対しまして、それが開票作業にとどまる場合、その他の選挙では開票立会人を置くことになります。例えば、夏に予定されております市長選の場合は選挙立会人でございますけれども、やはり夏に予定されております参議院選挙の場合、これは誰が当選するかまで決める権限はございませんので、あくまでこれは開票を立ち会う、開票立会人というものになります。

選挙立会人というのは選挙会に立ち会いまして、当選人の手続、決定手続にサインをするものでございまして、こちらは候補者等の届出に基づきまして、その選挙を管理する選挙管理委員会によって選任されるものになります。

開票立会人というのは、これは原則といたしまして、候補者等が市の選挙人名簿に登録された方の中から御本人の承諾を得てお一人を定めて選挙管理委員会に届出ること

なります。その人数は10人以下として定められております。

あと、投票を行うとき、これが投票管理者という方が各投票所に1名設置されることになります。こちらは投票を管理する権限を有する方になります。

また、投票立会人は各投票所に2名以上の設置ということになりまして、こちらは期日前投票所と当日の各投票所、これに2名以上置かれるというものになります。以上でございます。

問（11） 今回の改正で改正額が役職によって、引上げ率といいますか、違いがあると思いますけども、これはなぜか。それから、これは高浜市独自の改正になるのか、他市の状況はどのように、他市も同じように改正するのか、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

答（行政） 2点御質問でございました。

1点目、額の違いについてでございます。確かにそれぞれ上がり幅が今回の改正違うよということかと存じます。西三河地区は、もともとこちらを定めておる国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがあるんですけども、それに全国的な基準が定められておるんですけども、西三河地区、実はちょっとその基準よりおおむね高い金額が定められておったものでございます。ですので、そのために市も若干、一部の職につきましては、西三河地区価格ということで上げていた、一般的な基準よりも上げていたというものがございます。

それで今回、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これが217国会で改正されまして、6月4日に公布、法律第50号として公布されましたことによりまして、今回、全国の基準に合わせるという改正を市のほうで行うこととなったものでございます。

2点目、他市の状況はどうかということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、西三河地区はおおむねその基準よりも高い金額で定められております。そのため、一部下回っている職を有する市もあるんですけども、今回、特に改正を行うことは無いということで聞いております。以上でございます。

問（11） 少し低かったものを標準基準額に持ってきたというような解釈でいいかなと思いますけども。非常勤の選挙法に関する方々ですけども、成り手の現状、それから任命の仕方、先ほどお話があったと思いますけども、今の現状をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、そのほかの特別職の改正ですけども、これは必要に応じて、その時点で改正を行っていくということでいいのかどうか、確認したいと思います。

答（行政） 投票立会人の方などの成り手についての御質問でございました。

投票立会人につきましては、おっしゃるとおり、成り手不足というのが深刻なものでございまして、当日の投票所につきましては、当日投票所の投票管理者さんですとか選挙管理委員会の委員さんなどにお探しいただいていたんですけれども、ちょっと成り手不足があったということで、私どもちょっと公募制度を採用いたしておるところでございます。その公募によりまして、一般公募で応募してくださった投票立会人の方が現在4名登録されておるということでございます。

その他の特別職につきましては、また折を見て時期を見て、またはその根拠となるような法律ですとか全体的な価格などを見て、また改正してまいるということになるかと思えます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 先ほど選挙長の話が出たんですけど、選挙長がどのような過程を経て決まっていくのか詳しく教えていただきたいのと、あともう一点が、選挙長よりも、この報酬額っていうのが、例えば投票所の投票管理者それから期日前投票所の投票管理者、これらの方よりも報酬が低いということなんですけど、これに対するお考え、多分、国の基準の考え方と同様だと思うんですけど、こういった考えでこのようになっているのか教えていただいてよろしいでしょうか。

答（行政） 1点目、選挙長の選任についての御質問でございました。選挙長は、選挙管理委員会の委員長が就任しております。

2点目、選挙長のほうが投票所の管理者よりもちょっと金額が低いんじゃないのという御質問かと思えます。こちらは全国の基準というところに合わせてございますので、よろしくお願いいたします。

問（13） 全国の基準に合わせてるってのは先ほどの答弁で分かったんですけど、それにしても何で選挙長が低いのかってのは、どういう多分何か理由があるのかなと思うんですけど、そのあたりがよく分からないので教えてください。

答（総務部） これが正しいかどうかちょっと何とも言えないんですが、多分その従事するとか拘束される時間に応じて、例えば投票所の投票管理者は、朝7時から夜8時まで13時間従事されるというような中で、ちょっと価格的に高くなってるんじゃない

かなというふうに想定をしておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(3) 今回、固定資産税の附則の第10条の3で、大規模修繕工事を行うマンションに係る軽減税率の措置についてが載っておりますが、当市における大規模修繕工事を行ったマンションの実績、たしかコロナ前に聞いたときはそういったことはなかったよっというお話でしたけど、今現在はどうなっているのか、教えてください。

答(税務) 現時点では実績はございません。以上でございます。

問(3) 実績がないということですけど、今回この条例改正された背景と、今後多分やられるようなマンションの管理組合とかあると思うんですけど、そういったところにはどういうふうにお知らせしていくのか、教えてください。

答(税務) 今回この条例改正された背景につきましては、まず我が国において、今後、高経年マンションが急増することが見込まれております。

さらに、そこにお住まいの方、居住者の高齢化が同時に進行しており、こうした2つ老いはマンションの管理において様々な課題を生じさせているところでございます。

マンションにおける管理不全の課題が深刻化することを未然に防止するためには、税制上のインセンティブにより、区分所有者間での合意形成を促進し、マンション管理の適正化をより強力に推進していく必要があります、そのために今回、条例改正がなされるところでございます。

なお、この減額措置の適用につきましては、地方税法の改正により、令和9年3月31日まで延長されているところでございます。

また、この税額軽減措置につきましては、市のホームページ等により周知をさせていただく予定でございます。以上でございます。

委員長　ほかに。

問（13）　固定資産税の納期について地方税法ではどのように規定されていて、市との条例との関係について、まずお答えください。

答（税務）　参考資料のまず10ページを御覧いただければと思いますけれども、現行、例えば固定資産税ですと第61条になります。改正前ですと、同項の規定する納期において別に納期を定めることができるとされております。一方、今回、改正すべき内容につきましては、その同項を規定する納期においてっていうところを削除することによる改正でございます。

この改正の内容につきましては、追加で税金を納付していただく際に、現行では条例で規定されている納期の期間内でしか通知をすることができないものでございます。租税債権の確保の点から、この期間を空けずにできるだけ速やかに賦課徴収を行うために今回改正するものでございます。以上でございます。

問（13）　ちょっと質問と答えがかみ合っていないと思うんですけど、私は地方税法上ではどのように規定されていて、それが市の条例とどのように関係してるかっていうのをお聞きしたかったので答弁がかみ合っていないのかなと思うんですけど、どうですか。

答（市民部）　地方税法では標準的な納期というのが定められておりまして、市町村はその納期の中で具体的に条例で日にちを定めるというふうな規定になっております。

問（13）　では次に、第39条、第61条、第76条に定められている、この特別な事情ということが書かれてるんですけど、これってどのようなことを示すのか教えていただけますか。

答（税務）　特別な事情がある場合においてですけれども、まず一番あり得る内容としましては、いわゆる課税漏れによって賦課徴収をする場合を想定しているものでございます。以上でございます。

問（13）　課税漏れ以外はこの特別な事情には当てはまらないってことですかね。ほかには特になんないってことですよ。何か特別な事情って何かいろいろあるように思えるんですけど、教えていただけますか。

答（税務）　そのほかに、例えば災害などで罹災された場合、その場合に別で納期を定めるケースっていうのも想定されるところでございます。以上でございます。

問（13）　今のところで特別の事情がある場合に別に納期を定めることができるってなってるんですけど、先ほどの部長の答弁でいくと、標準的な期間があるよっていう話が

あったんですけど、その中で市の財政上の都合によって納期を独自で市として早めることができるのかどうか、教えてください。

答（税務） この取扱いにつきましては、単純に市の財政上で別で納期を定めるっていうものではない趣旨でございます。以上でございます。

問（13） さっき標準的な期間みたいな話が部長からあったんですけど、ちょっと私これよく分かんないんですけど、その標準的になってというのがどれぐらいなのかよく分からないんですけど、今の話でいくと、独自で早めることができないって思えばいいってことですね。そういう考えでいいですか。ちょっとよく分からないんですけど。

答（市民部） 固定資産税の納期については、4月、7月、12月、2月という月が地方税法の中で決まっております、その中で具体的に何日から何日までというのを市の条例で定めるというようなことです。

あと、固定資産税の賦課につきましては、税額が大きいもんですから年間4回に分けて納付できるだとか、ほかの税とだぶらないような設定がされているという配慮がされておりますので、市の財政事情によって、これを急にここに持っていくなんていうことはできないというふうに考えております。

問（13） 詳しく説明していただけるとよく分かります。

マイナ保険証で本人確認を行う場合、具体的にどのようにして行っていくのか、教えてください。

答（税務） 今、御質問のあった内容につきましては、参考資料の18ページの第81条の条例改正の内容になるかと思います。そこにマイナ免許証のことかと思いますが、マイナ免許証を現行確認する際には、お見えになった方に専用のアプリを開いてもらいまして、そのスマホの画面を見てマイナ免許証の内容を確認するものでございます。以上でございます。

問（13） ちょっとよく分かんないんですけど。さっきの固定資産税の附則第10条の3のマンションの件なんですけど、区分所有者からの申請の提出がなくても軽減措置を適用することができるようにするってなってるんですけど、これってすごく、今はないんですけど、今後高浜市として適用になった場合なんですけど、管理者から必要書類の提出があって、そうなった場合は自分でそれについては提出しなくてもいけますよっていうことだと思うんですけど、ただ、これ逆にそういう管理組合からの必要書類の提出がなかった場合っていうのは、それは当初どおり、自分でこういうふう到大規模修繕しま

したよっていうものは結局必要になるよっていうことですよね。

逆に必要書類の提出があるよっていうことは市のほうで把握されてると思うので、その分についてはそうした手続が必要ないということは、逆に市のほうから教えていただけるのか、どういう形になるんでしょうか。

答（税務） 大規模修繕が行われたマンションの減額措置につきましては、そのマンションにお住まいの方からお問合せがあれば、必要に応じてその制度の内容等をこちらから教えることになろうかと思います。以上でございます。

問（13） 制度がなくても、例えば自分が分かんないけど行った場合っていうのは、逆にそちらからお宅のマンションはそれに適用されてますよってことは、逆に教えていただけるようになるんですかね。それをちょっと知りたかったんですけれども。

答（税務） どのマンションかが分かれば、それについて適用措置があるなしっていうのは御本人さんであるかの確認が必要かもしれませんが、そこで御教示させていただくことになるかと思います。以上でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） まず、近年の課税限度額改定の推移について確認したいと思いますのでお願いします。

答（市民窓口） 課税限度額の推移ということでございます。過去5年で申し上げさせていただきます。

医療分につきましては、令和2年が63万、令和3年は改正がなく、令和4年が65万、令和5年も65万、令和6年も改正がなく65万、令和7年は66万円です。

支援金分に関しては、令和2年が19万円、令和3年は改正がなく、令和4年が20万、令和5年が22万、令和6年が24万で、今回、令和7年が26万になります。

続きまして、介護分でございます。令和2年が17万円、その後、介護分については改正はありません。以上です。

問（13） 今の御答弁でいくと、基礎課税額医療分については2回今回で上がるっていうことと、あと後期支援金分、ここ特に19万円から上がってきて26万円まで上がるっていうことで、これ課税限度額を改定するまでの手続につきまして、国ではどのような手続を踏んで、市では改定の意思決定にまでどのような手続を取ってきたのか、教えてください。

答（市民窓口） 改正に至った経緯でございます。

医療費が増える中、課税限度額を引き上げずに保険料の引上げで対応すると高所得層の負担は変わらない反面、中間所得層の負担が重くなるため、昨年の社会保障審議会医療保険部会で7年度の国保税の課税限度の引上げについて議論され、税制改正大綱の決定などを経て、年度末の3月に関係制度の改正に至った次第であります。

また、地方税法の改正が令和7年4月1日に施行されたことから、市として速やかな対応が必要であると判断したため、今年度、最初の定例会に上程した次第であります。

問（13） 国のほうの手続は分かったんですけど、市の改定の意思決定までの手続がよく分からなかったので教えてください。

答（市民窓口） 今回の地方税法の改正を受けて部長会等に諮り、今回の上程に至りました。

答（市民部） 市の手続ということでいきますと、国の基準の引上げを受けまして、政令改正を受ける前なんですけども、実際は2月に国民健康保険の運営協議会というのを開きまして、市としてこの引上げについて諮問させていただいて、国民健康保険運営協議会の中から異議がないよというような答申を受けてこの条例を上程させていただくと

いうことです。

問（13） 最初の答弁だとびっくりする内容でしたけど、今の部長の答弁で分かりました。やっぱりちゃんと審議会は諮問されてるってことがよく分かりました。

次に、軽減対象世帯の拡大の影響額については、人数についてこれ総括質疑でお答えがあったんですけど、これの世帯数につきまして2割軽減と5割軽減それぞれの世帯数及びそれぞれの影響額を教えてください。

答（市民窓口） 軽減額の影響世帯ということですが、新たに2割軽減になる世帯は21世帯、2割軽減から5割軽減になる世帯が38世帯を見込んでおります。

また、2割軽減の影響額は、改正後ですと約14万軽減額が減りますが、5割軽減につきましては、約150万軽減額が増える状況でございます。

問（13） 多分総括質疑で2割になる人が38人で5割が47人で軽減額が135万円とおっしゃってないかなと思ってんですけど、そうすると今のだとちょっと違ってきちゃうんですけど、そのあたりがよく、計算上違うんじゃないかなと思うんですけど。

答（市民窓口） 違うというのは何が違うんでしょうか。

委員長 倉田委員に確認してよろしいですか。

橋本議員が質疑された件だと思いますが、影響額ということでその数字と今の答弁が合っていないという質疑でよろしいですか。

答（13） 今、委員長のおっしゃったとおりです。

委員長 よろしいですか。

答（市民窓口） 全体で約135万ほど減少額が増えると総括質疑のほうで答弁させていただいた次第ですが、先ほど細かい数字を言いますと、2割軽減のほうは見込みで14万4,040円軽減額が減少されます。5割軽減につきましては、149万3,400円軽減額が増える計算となります。2つを足し合わせて、134万9,360円となりまして、約135万と総括質疑では答弁した次第でございます。

また、今回の影響額につきましては、物価上昇の影響でこれまで軽減を受けた被保険者が軽減対象から外れないようにという趣旨であることから、これらの試算はあくまで令和6年度の加入者の令和5年度所得に基づくものであり、令和6年度の賃金アップの状況により変動されるため、こちらの数値については参考程度のものであるということを御了承いただきたいと思います。

問（13） 参考程度でも金額が変わっちゃうのが不思議なんですけど、この間の総括質

疑で、40代の夫婦と中学生、小学生の子供2人とあと4人の世帯で所得金額400万円の年間の保険料と、あと60歳以上の夫婦2人の年金収入250万円の年金保険料についてお聞きしたんですけど、その保険料はお答えいただけてるんですけど、結果的にそれだとよく分からなくて、幾らが幾らになるのかっていうところを市民の皆様に分かりやすくお答えいただけるといいかと思うので、お願いします。

答（市民窓口） 総括質疑でこれらの世帯のお問合せの保険税について答弁させていただいた次第でありますけれども、保険税につきましては、今回の改正で特段影響するものではございませんので、よろしくお願いいたします。

問（13） 総括質疑で言った4人家族と2人の高齢者世帯っていうところは、変わらないということですよね。

委員長 総括質疑で御答弁いただけてるところは繰り返さなくて結構ですので、不足分だけ御答弁いただければ結構です。

答（市民窓口） 保険税については変更ありません。

問（13） 今回の改定後の課税限度額の超過者が基礎課税額、それから後期高齢者支援金課税額、それぞれ何人を見込んでいるのか教えてください。

答（市民窓口） 限度額の超過者ということですが、現行、医療分では65世帯、支援金分では54世帯ですが、改正後、医療費が62世帯、支援金分は46世帯になる見込みでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 歳出の8款5項3目の下水道事業会計負担金についてお伺いします。

今回、下水道の調査費が計上された経緯及び理由について、お答えください。

答（都市政策部） こちらは、この後の下水道事業会計補正予算のほうでお答えさせて

いただきたいと思います。

委員長 まず資料をお示しください、倉田委員。何ページですか、補正予算書の。

答（13） 26、27ページです。

委員長 質疑、取り消すということでよろしいですか。

答（13） 下水道会計のほうでお聞きくださいってことですので、そちらでお聞きします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 先ほどの補正予算の質問と同じ状況でお願いします。

答（上下水道） 今回、大規模下水道管路特別重点調査事業ということで、今年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損を起因と考える道路陥没事故を受け、国土交通省が全国一斉に同様の事故を未然に防ぐことを目的とした下水道管路重点調査実施要綱に基づき実施するものでございます。

委員長 13番、倉田委員。

倉田委員をお願いします。もう少しはっきりとゆっくりと発言をお願いいたします。

問（13） 今、大規模な下水道の工事の事故を受けまして今回調査するってことなんですけど、調査方法とそれからいわゆる県の本管とそれからそうではない市が独自で下水道を通してるところがあると思うんですけど、それ両方とやるってことですかね。県の本管のほうも市がやることになるんでしょうか。

答（上下水道） まず、今回の調査では、初めに管内に調査員が入り、管内の異常の有無を目視で確認する先行目視調査を行います。また、先行目視調査と平行に腐食のおそれの大きい管路の落差部でシュミットハンマー等を用いてコンクリートの老朽化、中性化を調査する圧縮強度試験を行います。

次に、調査結果をコンクリート診断士等の有資格者で管路の健全度を判定します。そして、健全度が低いと判断された管路については、さらに路面の空洞の有無を確認する路面下空洞化調査を実施します。

もう一点のほうで、県の本管もやるのかというお話ですけども、市の管路のみでございます。

問（13） やはり私も知らなかったんですけど、上水と下水って同じ管のようで全然違って、やはりしっかり下水のほうっていうのは非常に有害物質とかも発生するということで、今後もこれって国のほうというか、点検が今後も定期的に私は必要ではないのかなと思うんですけど、そのあたりは何年置きにするとかそういうのが決まってくるのか。そうすると今後の予算編成にも大きく関わってきますので、そのあたりを教えてくださいませんか。

答（上下水道） 来年度以降の点検についてということなんですけども、来年度以降も適宜、適切な点検を実施していき、予算等で計上していくというふうにさせていただきます。

問（13） 今回のこの予算というのは、今年度で市の、県の本管は違いますよってことなんですけど、市が通してる下水道については全て1年でできてしまうものなんだろうかね。どういうものなんだろう。まだまだうちは全部で通ってないわけなんですけど、下水っていうのは。全てにおいて今回この一年度でできるという理解でよろしいでしょうか。

答（上下水道） 今回の調査というのが、一応内径が2,000ミリ以上ということで国土交通省から要請がありまして、この2,000ミリというのが大規模道路陥没事故を引き起こすおそれのある内径ということで、2,000ミリということで、その部分だけを今回は調査させていただきます。

問（13） そうすると2,000ミリ以下のものについては、特に調査については本当は必要があるのかなのか、とりあえず今回はそれについてやらなきゃいけないからやるということだと思うんですけど、今後やっていかなきゃいけないものなのか、別にそれについてはやらなくてもいいものなのか、そういうところがよく分からないので教えてもらっていいですか。

答（上下水道） これ以外にも毎年定期的な点検は実施しておりますので、今回は国のほうから要請がありました口径2,000ミリ以上のほうをやらさせていただきます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

これより採決をいたします。

「委員長、13番。」と発声するものあり。

委員長 議案に関することですか。

問（13） 今からの採決でお聞きしたいんですけど、議事進行について。今回、補正予算がありますけど、一般会計の補正予算。この部分の採決というのは、総務建設委員会部分の採決でいいのか、それともその補正予算全てにおいての採決、どちらでやればよろしいでしょうか。

委員長 もう何度も御経験されてると思いますので、当委員会の該当する部分のみとなります。あえて言う必要はないかと思いますが、よろしくお願いします。

《採 決》

- (1) 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時44分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長